

豊中市消防局予防課長 様

住宅用火災警報器取付申込み書兼承諾書

豊中市消防局住宅用火災警報器取付支援事業実施要綱の規定に基づく住宅用火災警報器の取付けの支援を受けたいので申込みします。なお、申込みに当たり、裏面の承諾事項に同意いたします。

申込み者	申込み者住所	(申込み者住所) 豊中市	(代理人住所)
	申込み者氏名	(申込み者氏名)	(代理人氏名)
	電話番号	(申込み者電話番号)	(代理人電話番号)
	設置場所	設置希望場所と合計数を記入してください。(例) 1階居室、2階寝室、2階階段の計3箇所	

世帯状況	世帯員氏名	生年月日	対象要件 (世帯全員がいずれかに該当すること)
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳

住宅の 所有状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家	<p><b>【貸家の場合のみ、所有者又は管理者が記入してください。】</b></p> <p>この申込みにより、住宅用火災警報器を家屋に取り付けることに 承諾します。</p> <p>所有者又は管理者氏名 印 住所</p>
-------------	---	---

(裏面あり)

### 承諾事項

- 1 対象世帯であることを確認するため、住所・氏名・生年月日等についての確認、障害者手帳等の確認を受けること。
- 2 賃貸住宅などにおいて、住宅用火災警報器の取付けにより生じた穴あき等の退去時の修繕等については、当該住宅の約款等の基準に従い対応すること。
- 3 取付け後の家屋に関する損害賠償請求をしないこと。
- 4 取付け後の住宅用火災警報器の維持管理については申込み者が定期的実施すること。

区分	取付費用	お問い合わせ先	申込み書提出先
住宅用火災警報器	無 料	<b>【申込みに関すること】</b> 豊中市消防局予防課 TEL 06-6846-8445 FAX 06-6843-0119 E-mail yobou@city.toyonaka.lg.jp	<b>以下のいずれかに持参</b> ・消防局予防課 ・各消防署(土・日・祝) <b>郵送の場合</b> 〒560-0023 豊中市岡上の町 1-8-24 豊中市消防局予防課宛て

### 申込み後の流れ

予防課で、申込み書及び取付場所の確認を行い審査を行います。  
審査には約2～3週間程度掛かります。



取付支援の決定した場合、通知書の発行と予防課から連絡が入ります。  
取付日時や取付場所の再確認を行い決定して下さい。



決定した取付日に予防課員が伺い、立ち会い(申込み者もしくは代理人)  
のもと住宅用火災警報器を取付致します。

※取付け訪問に際しては、消防職員は豊中市消防局の公務之証を携行しています。

※機器、ビス等は取付支援申込み者でご用意下さい。取付代のご負担はありません。